

現 場 説 明 書

工事名 国立療養所菊池恵楓園 総合診療棟新築整備工事（建築）

1. 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書）、入札説明書、特記仕様書、図面、工事請負契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度として（入札説明書を参照のこと）、入札金額の読上げについては、各回とも最低のみとし、落札者の決定時には落札者も併せて行う。
- (4) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (5) 競争への参加を希望する者は、別紙 1「自己申告書」を令和 年 月 日までに提出すること。

2. 最低価格の入札者を必ずしも落札者としない場合について

- (1) この工事には、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 85 条（同令第 98 条において準用する場合を含む。）の基準（調査基準価格）を設定している。
- (2) 調査基準価格を下回った入札があった場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、当職が行う契約の内容に適合した履行がされるか否かの事情調査に協力するものとする。

3. 入札保証について

入札保証金（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

※ 免除

- ・ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

4. 契約の保証について

- (1) 落札者（又は随意契約の相手方）は、工事請負契約書案の提出とともに、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券を提出しなければならない。
- (2) 予決令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約（契約金額が 250 万円を超えない工事請負契約）である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

5. 工事請負契約書案について

- (1) 第 7 条（下請負人の通知）関係

請負者は、下請負人に請け負わせようとする時は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）の規定により、あらかじめ、当該下請負人の商号又は名称その他を所定の様式により通知すること。

(2) 第9条（監督職員）関係

第5項の設計図書に定める書面は、次のとおりとする。

- ① 変更見積書
- ② 工事請負変更契約書
- ③ 前払金請求書及び前金払に係る保証証書（中間前金払の場合を除く。）
- ④ 既済部分代金請求書
- ⑤ 完済部分代金請求書（指定部分代金請求書）
- ⑥ 完成代金請求書

(3) 第10条（現場代理人及び主任技術者等）関係

第1項の規定により現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を「発注者」に通知するときは、所定の様式に経歴書を添付して、契約締結後14日以内に提出すること。

(4) 第18条（条件変更等）関係

第1項の規定により監督職員に通知する場合には、単に事実関係のみでなく、設計図書の修正等に必要な資料、図面等を添付すること。

(5) 第19条（設計図書の変更）関係

請負代金内訳の変更について、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合で特別な理由がないときは変更時の価格に落札率を乗じた価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定めることとする。

(6) 第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）関係

- ① 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。
- ② 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライド請求があった日から起算して14日以内で、発注者と請負者が協議して定める日において総括監督員又は主任監督員が確認する。この場合において、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。

(7) 第30条（不可抗力による損害）関係

- ① 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ② 1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるとときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取り扱うこと。

(8) 第36条（保証契約の変更）関係

- ① 第35条第6項の規定により前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らない額とする。
- ② 請負者は、第3項の保証事業会社への通知により保証事業会社から保証期限変更通知書が送付されたときは、その写し1部を発注者に提出すること。

6. 指導事項について

- (1) 大型貨物自動車等による過積載等の防止については、次のとおり取り扱うものとする

る。

- ① 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
 - ③ 建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律 131 号）（以下「ダンプカー規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - ⑤ さし柵装着車、不表示車等が工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - ⑥ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - ⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - ⑧ ダンプカー規制法の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。
 - ⑨ 下請負人又は資材納入業者を選定するに当たっては、業者に関し大型貨物自動車等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者又は交通安全に関する配慮に欠ける者を発生させた者を排除すること。
 - ⑩ ①～⑨について、下請負人に指導すること。
- (2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、法定外労災制度の加入について配慮すること。
- (3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うこと。
- (4) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」（<http://www.mlit.go.jp/common/000004897.pdf>）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- (5) 建設業退職金共済制度は、次のとおり取り扱うものとする。
- ① 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - ② 請負者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - ③ 請負者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後 1 か月以内に、発注者に提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇

用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- ④ 請負者は、③の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、③の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- ⑤ 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- ⑥ 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
- ⑦ 下請業者の規模が小さく建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定により、請負者が工事現場に置かなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。ただし、次の①から③の期間については、工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は架設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議して定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。
- ③ エレベーター設備工事等において、製品の製作が、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合であって、製品の工場製作のみが行われている期間。

- (7) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に関し建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者のうちから選任すること。選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証及び講習修了証を提示すること。

- (8) (6)及び(7)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

- (9) 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回

った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が入札日から過去2年以内に完成した工事又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理及び安全管理に関し、指名停止又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

- (10) 低入札価格調査制度調査対象工事については、次のとおり取り扱うものとする。

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、次の業務を行うこと。

- ① 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング
 - 1) 請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を監督員に提出する。
 - 2) 1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等をもって応じること。
- ② 施工計画書の内容のヒアリング

(11)に規定する標準仕様書に基づく施工計画書を提出する際に、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等をもって応じること。

- (11) 標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した次のものをいい、今回の工事に適用する。なお、標準仕様書は国土交通省のホームページよりダウンロードすることができる。

公共建築工事標準仕様書

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

公共建築改修工事標準仕様書

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

- (12) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 厚生労働省が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うと

もに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(13) 官公署その他への届出手続等

① 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他への関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

② 必要な届出手続とは、関係法令等により施工者が行うと定められている手続を指すほか、以下の手続の代行を含む。(○印の付いたものについて適用することとし、条例等に基づく関連手続を含む。)

○ 建築工事届

・ 建築物除却届

○ 建設リサイクル法対象建設工事通知

○ 特定工程又は工事完了届

○ 中間検査又は完了検査申請

・ 仮使用許可申請

・ 建築主、工事監理者等の変更届

・ 建築基準法第12条第5項に基づく報告

・

③ 届出手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。

④ 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

⑤ 届出手続等に当たり必要な労務及び諸経費については受注者が負担する。手続に係る手数料については発注者が負担する。

7. 現場及び技術に係わる事項について

[全般]

(1) 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じること。ガイドラインは、次の URL からダウンロードすることができる。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html

[一般事項]

(2) 工事实績情報の登録について

請負金額が 500 万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事实績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録するものとする。

なお、登録内容を訂正する必要がある場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。

- (3) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等について
- ① 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した文章を監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、提出する。（建設業法第 24 条の 7、入契法第 15 条）
 - 1) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
 - 2) 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び元請負人の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
 - 3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
 - ② 建設業法に基づく施工体系図等を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第 24 条の 7 第 4 項、入札契約適正化法 13 条第 3 項）
 - ③ 建設業許可を受けた建設業者（下請負者を含む）は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第 40 条、同規則第 25 条）
- (4) グリーン購入法における調達実績について
- 本工事に係わるグリーン購入法における調達実績について、工事完成時図書の一部として提出すること。

[工事現場管理]

- (5) 工事に先立ち作業員名簿を提出する。
- (6) 作業員には監督職員が認めた腕章等を着用させる。
- (7) 工程計画及び工事の実施は、事前に監督職員及び施設と打ち合わせを行う。
- (8) 請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
- (9) 監督職員又は検査職員から指摘を受けた事については、監督員の指示により事例報告書を作成して提出すること。

[施工]

- (10) 廊下、ホールなど人通りの多い場所での作業は、事前に監督職員及び施設と協議し、縄張り、通行止め等の措置を行い、危険防止を図る。
- (11) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保については、監督職員と事前に協議し十分な対策を講ずる。
- (12) 騒音、振動、塵埃等が予想される工事等、施設運営に支障のある作業は、事前に監督職員と協議する。
- (13) はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。

なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士

又は消防設備点検資格者を立ち会わせる。

- (14) コンクリート躯体に埋設される配管については、別添 1（コンクリート躯体に埋設される配管の取扱い）を参考に施工を行うこと。

- (15) 塗装工事について

塗装業者が当該工事の施工に当たり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障ないと判断すれば当該指導に協力して差し支えない。

- (16) 特記仕様書に室内空気的环境測定について記載がある場合、本工事の引渡前に、必要に応じて室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、測定結果を監督職員に報告すること。測定はパンプ型採取機器により行う。

- (17) 製材等（製材、集成材、合板又は単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質セメント板）については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の製材等、フローリング又は再生木質ボードの判断の基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠した証明書（ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が、4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよいこととされている。）を監督職員に提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。また、資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮する。

基本方針及びガイドラインは、次の URL からダウンロードすることができる。

基本方針 <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h21bp.pdf>

ガイドライン <http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidorain.pdf>

[環境対策関係]

- (18) 低騒音型・低振動型建設機械の使用について

本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程」（平成 9 年 7 月 31 日建設省告示第 1536 号 最終改正 平成 20 年 3 月 28 日国土交通省告示第 361 号）に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。

低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

- (19) 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において次に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指

定要領（平成 3 年 10 月 8 日建設省経機発第 249 号最終改正平成 14 年 4 月 1 日国総施第 225 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型機械と同等と見なす。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

種 類	備 考
・ バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上、260kW 以下）を搭載したものに限る。
・ トラクタショベル（車輪式）	
・ ブルドーザ	
・ 発動発電機（可搬式、溶接兼用機を含む）	
・ 空気圧縮機（可搬式）	
・ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）	
・ ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ）	
・ ホイールクレーン	

(20) ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について

- ① 請負者は、本工事現場で使用し、又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、各都道府県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
- ② 請負者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
- ③ 請負者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
- ④ 請負者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
- ⑤ 請負者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。

(21) 施工場所の自治体条例によっては、アイドリングストップが義務付けられていることから、条例に従いアイドリングストップを遵守すること。

(22) 杭打ち、山留め工事に発生する汚泥については、「建設汚泥の再利用に関するガイド

ライン(H18年6月12日)」により発生資材の減量化に努める。

[仮設工事関係]

- (23) 材料、撤去材及び建設機械の搬出入、作業員の出入口、作業場所及び材料置場は、監督職員より指定された場所を使用する。
- (24) 材料、撤去材等の運搬方法は、監督職員及び施設と打ち合わせ、指定されたエレベーターを使用することができる。
- (25) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、請負者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
- (26) 監督職員事務所は次による。(※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。)

① 設置予定箇所

※設置しない ・ 図面による

② 規模

・ 10 m²程度 ・ 20 m²程度 ・ 35 m²程度
・ 65 m²程度 ・ 100 m²程度 ・

③ 仕上げ

部 位	仕 上 げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁、天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り
屋 根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

④ 備品等

監督職員事務所に設置する備品等並びに請負者が負担する消耗品等は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく特定調達品目を優先的に使用する。

机、椅子	書 棚	ホワイトボード	製図板	掛時計	温度計	ゴム長靴
組	台	個	台	個	個	足
雨がっぱ	保護帽	冷暖房機	消火器	湯沸器	衣類ロッカー	懐中電灯
着	個	台	個	個	人用	個
加入電話の付属電話機			掃除具	パソコン	ファクシミリ	
台			個	台	台	

- (27) 「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場の適切な場所に掲示すること。
- (28) 構内既存施設の利用（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）
工事用水 ・ 利用できない ※利用できる（※有償 ・ 無償）

工事用電力 ・利用できない ※利用できる（※有償 ・無償）

(29) 指定仮設

※仮囲い 仕様 ※図面による ・
・仮設間仕切 仕様 ・図面による ・
・ 仕様 ・図面による ・

[建設副産物関係]

(30) 本工事の施工にあたっては、「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。マニュアルは、次の URL からダウンロードすることができる。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/recycle/arch_manual.pdf

(31) 1. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

① セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督職員に報告する。

なお、セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。

② 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。要領は、次の URL からダウンロードすることができる。

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kurom/pdf/siken.pdf>

2. 再生コンクリート砂の使用について

③ 根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、監督職員と協議し、再生コンクリート砂（「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」の再生砂による。以下同じ。）の使用を検討する。

なお、再生コンクリート砂を使用するにあたっては、「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について（平成 19 年 10 月 11 日付け国官技第 181 号、国官総第 458 号、国営計第 65 号、国総事第 45 号）」により実施する。

④ 「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について」における「透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所」とは、浸透枳や未舗装部分の埋設配管まわり等が考えられるので、それらの部位に用いる場合、六価クロム溶出試験を行うなどして、安全性を確認する。

(32) P C B 含有シーリング材の処理

特記仕様書に P C B 含有シーリング材の処理が記載された場合又は P C B 含有シーリング材が工事中に確認された場合、適切に処理すること。

[工程関係]

(33) 工程関係（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

① 指定部分 ・有 ※無

対象範囲：特記仕様書・図面による。

工 期：令和 年 月 日

- ② 部分使用 ・有 ※無

使用場所：特記仕様書、図面による。

使用期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

- ③ 中間技術検査 ・有 ※無

実施回数：

実施する段階：

- ④ 工程関係

特定元方事業者の指名

請負者は、発注者から労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）第 30 条第 2 項の規定に基づく特定元方事業者として指名された場合、次の関連工事における労働災害の防止に努めるものとする。

また、特定元方事業者に指名されない請負者は、特定元方事業者に対し、作業間の連絡調整等において協力すること。

本工事に関連する各工事の発注予定及び完成年度

()	令和 年 月
()	令和 年 月
()	令和 年 月
()	令和 年 月

本工事に関連する発注済みの工事と完成予定

()	令和 年 月完成予定
-----	------------

- ⑤ 本工事に関連する各業務の発注予定

()	令和 年 月
-----	--------

- ⑥ 本工事に随意契約で発注される予定の工事

- ⑦ 本工事の工期内に発注される追加予定の工事

- ⑧ 施工時期及び時間の制限

施設の行事等の実施により全休や時間制限の指示を行うことがある。

- ⑨ 事前調査を必要とする項目、期間及び調査方法

- ⑩ 事後調査を必要とする項目、期間及び調査方法

- ⑪ その他

[その他施工条件]

- (34) その他施工条件

- ① 次の工事材料を支給する。

()

- ② 次の建設機械器具を貸与する。

()

- ③ 仮用地の使用
使用場所
使用期間
使用条件及び復旧方法
- ④ 交通誘導員
交通誘導員 A
(警備業者の警備員で交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級
検定合格警備員又は二級検定合格警備員)
工事期間中 (ヶ月) 人／日
交通誘導員 B
(警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの)
工事期間中 (ヶ月) 人／日
- ⑤ 工事用道路
一般道路の使用制限 (経路、時間、期間等)
なし
構内道路の使用制限 (経路、時間、期間等)
なし
仮設道路の仕様、期間及び工事終了後の処置
なし
- ⑥ 工事支障物件等
支障物件名
物件位置
管理者
工事方法 (保護等)
移設を行う場合の移設先
- ⑦ 排水
排水方法
処理の方法
放流先
予定排水量
水質基準の指定
放流費用
水替・流入防止施設が必要な場合の内容、期間
- ⑧ 近接施設 (鉄道、ガス、電気、電話、水道等) がある場合
施工方法
作業時間
- ⑨ 協議中の項目
関係機関
協議内容

成立見込時期
制約等

[完成図等]

(35) 本工事の設計図C A Dデータを貸与する。貸与したC A Dデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該C A Dデータは完成検査時にすべて返却することとし、請負者において工期中に複製又は再配布している場合はすべて消去すること。

(36) 公共建築工事標準仕様書に示す「建築物等の利用に関する説明書」(以下「説明書」という。)を次により作成する。

- ① 説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」(以下「作成の手引き」という。)に基づき、「建築物等の利用に関する説明書作成例」(以下「作成例」という。)を参考に作成する。作成の手引き及び作成例は、次の URL により閲覧することが出来る。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/kentikubuturiyou_tebiki.pdf

- ② 設計業務受注者及び本工事に関連する各工事の請負者が作成した説明書を監督職員から受領し、取りまとめるものとする。

なお、説明書の項目の重複や欠落がないように設計業務受注者及び各工事の請負者と調整を行うものとする。また、各工事の請負者から説明書作成に関する情報提供等の要請があった場合は、協力するものとする。

建築物等の利用に関する説明書の作成対象及び作成担当者一覧表

構成	項 目	作成 対象	作成 担当者		作成方法
			設 計 業 務 受 注 者	工 事 受 注 者	
概要	目的	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	説明書の概要	○	—	○	
使用 の手 引き	設計主旨	○	○	—	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	施設概要	○	○	—	
	使用条件	○	○	—	
	使用方法	○	○	—	
	災害発生時等の対応	○	○	—	
	将来の改修・修繕における留意事項	○	○	—	
保全 の手 引き	保全の概要	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	保全の方法	○	—	○	
	点検対象・周期一覧表	○	○	—	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	測定等対象・周期一覧表	○	○	—	
	取扱資格者一覧表	○	○	—	
	届出書類一覧表	○	—	○	
	設計及び工事担当者一覧表	○	—	○	
	資・機材一覧表	○	—	○	
	官公署連絡先一覧表	○	—	○	
保全 計画	保全計画の概要	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	中長期保全計画	○	—	○	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	年度保全計画	○	—	○	作成する。
保全 台帳	保全台帳の概要	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	建物概要	○	—	○	
	法令による点検の記録	○	—	○	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	修繕及び工事、事故及び故障の記録	○	—	○	
	光熱水使用量及び費用、維持管理費の記録	○	—	○	
	その他の項目の記録	○	—	○	

8. その他

- (1) 本工事の完成図（電子データ）は、電子成果品として提出する。
 - 1) 電子データは、CD-R又はDVD-Rに保存すること。
 - 2) 電子成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (2) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。
- (3) 完成写真の著作権の権利等について、請負者は完成写真の撮影者との契約に当たって、次の事項を条件とすること。
 - ① 完成写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に、無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - 1) 完成写真を公表すること。
 - 2) 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (4) 本工事はワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するように対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。

- (5) 請負金額が1,000万円以上の請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工事完成後においても同様とする。
 - ① 調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。
 - ② 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、請負者はその実施に協力しなければならない。
 - ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請負者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
 - ④ 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注

者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前①～③と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- (6) 本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象工事である。なお、調査票は、監督職員から配布するものとする。